

一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日までの3年間
2. 内容

目標1：令和3年10月までに、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する。

<対策>

- 令和3年6月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和3年10月～ 制度の導入、拠点長会議及び全体朝礼、社内広報誌などによる全社員への周知
- 令和4年4月 制度の利用頻度等を検証し、再周知を行う
- 令和6年3月 制度の浸透具合等の検証

目標2：令和5年4月までに、育児休業制度についての見直し及び再周知を徹底する

<対策>

- 令和3年6月～ 育児休暇取得可能者の範囲拡大等、規定の見直しを行う
- 令和3年12月 新制度の暫定的決定
- 令和4年2月 新制度の管理者に向けた説明会、研修会を行う
- 令和4年10月 新制度の導入
- 令和5年4月 制度の浸透度合いを検証し、再周知を行う
- 令和6年3月 休業取得率等ふくめた計画期間の総括
育児休業者への聞き取り等を行い制度の再検証を行う